

甲南大学法科大学院入学試験問題について

2017年度秋入学・2018年度春入学
一般入学試験（A日程・8月19日分）

試験科目：刑事訴訟法

1 出題趣旨

【第1問】被疑者の背中に入れ墨を証拠とするため写真撮影する方法について説明しなさい。

○趣旨：背中を晒して身体の外表面の性状を把握する処分であり，写真撮影するなどプライバシーの権利を強く制約する。身体検査令状によらなければならない。執行にあたり131条，139条が準用される。

【第2問】公判前整理手続における証拠開示の概要について説明しなさい。

○趣旨：検察官の証明予定事実記載書の提出にあわせた当初の証拠調べ請求証拠の開示から，一覧表開示請求，類型証拠開示請求，被告人・弁護人の予定主張提出に伴う主張関連証拠開示をまず説明。争いが生じたときの裁定手続，被告人・弁護人請求証拠の開示にも触れるとベター。

【第3問】法328条の趣旨について説明しなさい。

○趣旨：自己矛盾供述による弾劾の趣旨を問う。相反する供述の存在をともに証明して両方とも信用できない状態にするもの。同一人の適式な（署名押印のある）供述でなければならない（捜査報告書記載の供述ではだめ）。弾劾証拠が提出された後に，当初の供述の信用性を増す回復証拠も含まれる。

2 採点実感

【1問】同意がない場合，適法な身体拘束に伴う無令状処分（218条3項の場合），逮捕に伴う無令状身体検査の場合（220条1項）の他は，身体検査令状による。この場合には，法218条5項，6項，222条準用の129条についても触れるべきだが，これだけの言及あるものは少なかった。

【2問】類型証拠開示請求に先立ち，検察官保管証拠の一覧表開示請求について触れる必要があるが抜けているものが散見された。主張関連証拠開示請求を適切に摘示できたものが少なかった。証拠開示に関する裁定手続の言及はなかった。

【3問】自己矛盾供述による証明力減殺についてよく書けている。弾劾とその後の回復まで含める点の摘示も的確になされたものが多い。しかし，罪体の有無に関する証拠なので厳格証明に耐えられる形式要件—署名押印かこれに代わる供述の存在確認が必要であることの言及はほぼなかった。

3 学習方法

刑事訴訟法の定評のあるテキストで手続の基本的な流れを説明できること，個々の概念の定義を暗記すること。